

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	1
2. 福岡市・北九州市	4
3. 愛知県	6

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例
（国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業）

- ⑦ 株式会社世界貿易センタービルディング、鹿島建設株式会社、東京モノレール株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社が、浜松町二丁目地区において、国際コンベンションホール等の国際交流拠点、交通結節機能を強化するための歩行者ネットワーク等を整備する。【平成29年9月に着工予定】

（2）名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例
（国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）

- ⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社及びヒューリック株式会社が、八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙34～37のとおり決定又は変更する。【平成32年8月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙34

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙35
- ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミナル 別紙36
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙37

- ⑯ 住友不動産株式会社が、三田三・四丁目地区において、田町駅周辺の外国人・外資系企業集積機能の強化に資するビジネス交流等の拠点、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙38～41のとおり決定又は変更する。【平成30年12月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画三田三・四丁目地区地区計画 別紙 38

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 39
- ・東京都市計画高度地区 別紙 40
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 41

- ⑰ 森ビル株式会社が、虎ノ門・麻布台地区において、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 42～46 のとおり決定又は変更する。【平成 31 年 3 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区） 別紙 42
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門・麻布台地区地区計画 別紙 43

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 別紙 44
- ・東京都市計画高度地区 別紙 45
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 46

- (6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において外国医師を新たに受け入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

- ④ トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック（東京都港区）：イギリス人 1 名【平成 29 年 9 月より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

- (5) 事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行

実証ワンストップセンター」(以下「自動走行センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 29 年 9 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び東京都
- ii) 設置場所：東京都庁（東京都新宿区西新宿 2-8-1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
 - ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（区市町村）とのマッチング
 - ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
 - ・公道実証の実施に係る地域への周知等
 - ・自動走行センターの取組の広報
 - ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付、「東京都 自動走行サンドボックス分科会」における検討への協力 等

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑰及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発（駐輪施設の周知、自転車の安全利用等）や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

⑰ ツグタウン tugu.town 黒崎実行委員会

・黒崎10号線、熊手5号線（カムズ通り：別紙17）

⑱ 黒崎コミュニティ

・黒崎36号線（黒崎駅ペDESTリアンデッキ：別紙18）

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

⑧ ドレミング株式会社（福岡市中央区、平成27年6月24日設立）

(13) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業実施法人の所得に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 3 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 可視光通信受光器解析システム等の開発事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 法人の所得に対する課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

高度な可視光通信受光器解析システム等を開発することによって、長距離通信を実用化させ、電波通信より低電力で、かつ、有線通信より安価に、大容量の通信を可能とする無線通信システムを実現する。

b) 当該事業が行われる区域 福岡市中央区大名 2-6-11

(FUKUOKA growth next)

c) 当該事業の実施期間 平成 29 年から実施

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 11 条の 2 第 2 号ニ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業で開発する可視光通信受光器解析システム等は、電波ノイズを受けずに工場における通信の無線化を図り、大容量のデータをセンサで収集、蓄積、分析する「スマート工場」の実現に寄与するため、IoT 分野における我が国の産業の国際競争力の強化に資する取組みと位置づけられる。このような革新的な事業を行う事業者の創出に対する支援は、福岡市・北九州市国家戦略特別区域の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 サウレテクノロジー株式会社 (福岡市中央区)

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(4) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【直ちに実施】

(変更前：平成27年9月9日認定)

愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに常滑市内で農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【平成27年度より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成29年9月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び愛知県
- ii) 設置場所：愛知県庁（愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
 - ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（市町村）とのマッチング
 - ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
 - ・公道実証の実施に係る地域への周知等

- ・自動走行センターの取組の広報
- ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付 等